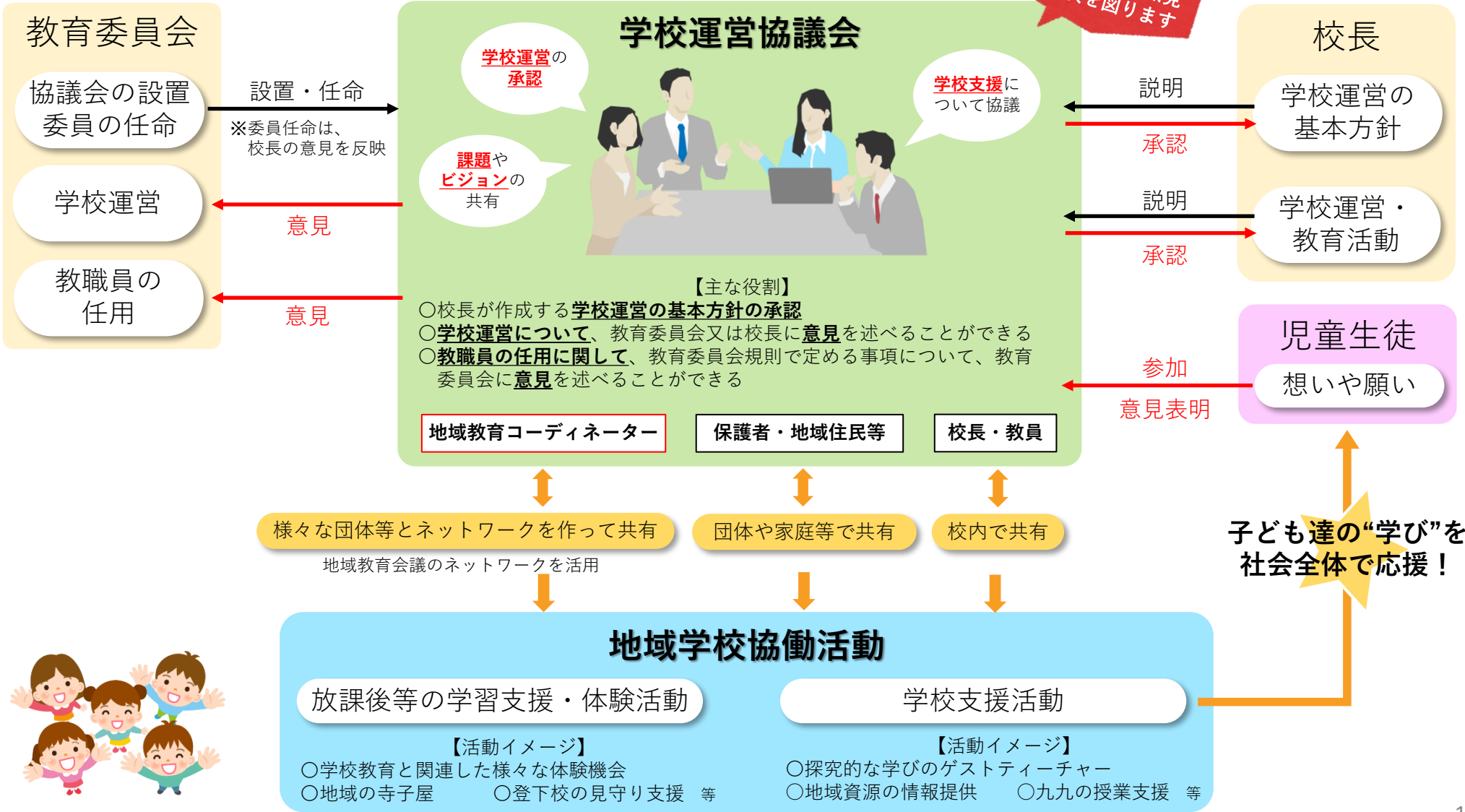


# 川崎市の学校運営協議会の仕組みと機能

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入した学校)

複雑化する学校課題を多様な知見で解決を図ります



# 地域学校協働活動について

## 1 地域学校協働活動とは

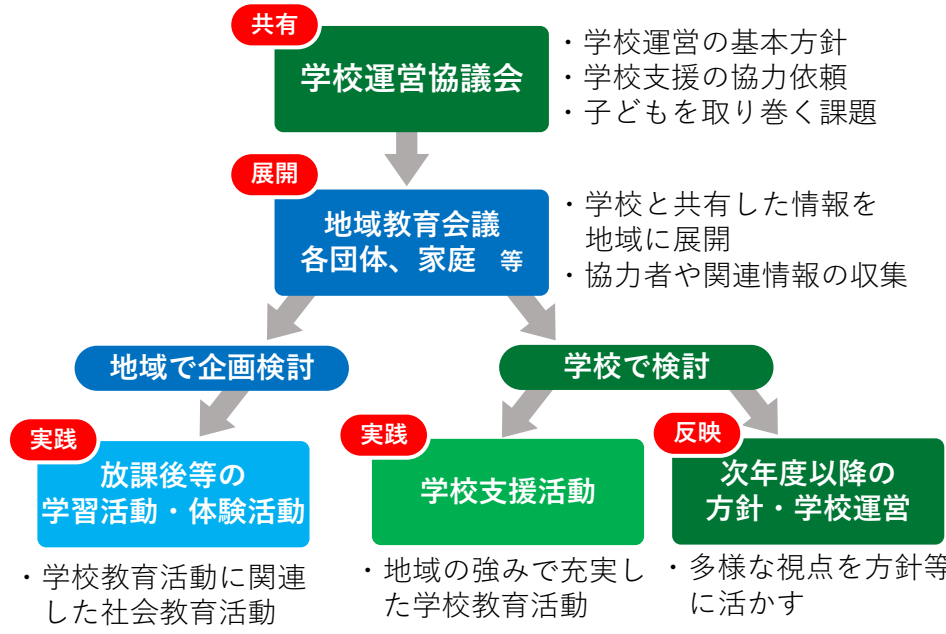
幅広い地域住民等の参画を得て、社会全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。



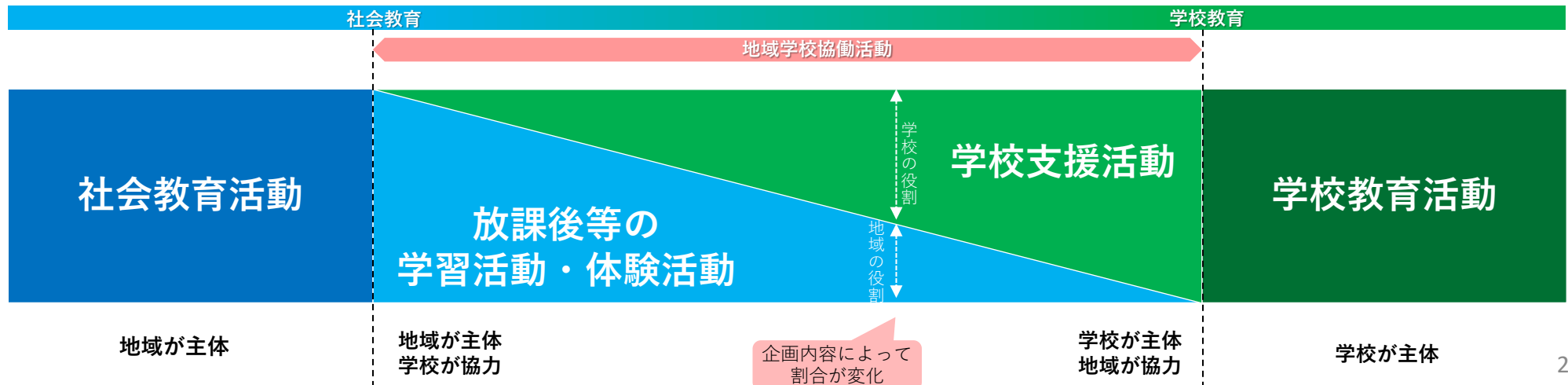
学校運営協議会等で、学校と地域が共有した教育方針や課題をもとに、地域が主体となった「放課後等の学習活動・体験活動」や、学校が主体となった「学校支援活動」を実現。



## 2 実施までの流れイメージ



## 3 教育活動のグラデーション



# (参考) 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正 (地教行法、社教法)

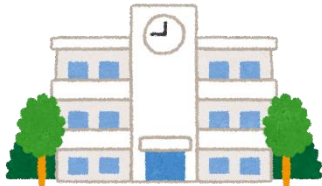
## 【改正の概要】

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。

また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

## 学校

(コミュニティ・スクール)



### 学校運営協議会

学校運営方針・教育活動・その運営に必要な支援に関する協議等を行う

- 【委員】
- ・ 校長、教職員
  - ・ 保護者
  - ・ 地域住民
  - ・ 地域教育コーディネーター

連携・協働



### 地域教育コーディネーター (地域学校協働活動推進員)

地域住民が、地域に信頼されながら活動できるように支援するために、教育委員会から正式に委嘱された職として、**法律に位置付けられた存在**

#### 【期待される主な役割】

- ・ 地域学校協働活動の企画、立案
- ・ 学校や地域との連絡、調整
- ・ ボランティアの募集、確保
- ・ 地域住民への情報提供、助言、活動促進 など

川崎市では、地域教育会議議長と中学校長の推薦をもとに委嘱することで、地域教育会議のネットワーク等を活用して、地域学校協働活動を推進

## 地域



### 地域学校協働活動

地域教育コーディネーターを中心とした幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークで活動を推進

学校運営協議会で協議した内容をもとに、地域全体で子どもたちの成長を支える

# (参考) 川崎市学校運営協議会規則

## 1 川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として(中略)、**保護者、地域住民等の学校運営への参画**並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、(中略)信頼関係を深め、並びに学校運営の改善並びに**児童及び生徒の健全育成**に取り組むものとする。

(基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は(中略)、**毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る**ものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第8条 協議会は、必要と認めるときは、対象学校の**児童又は生徒の意見を聴取することができる**。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第13条 協議会に**会長及び副会長**を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき(中略)は、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、**会長がその会議の議長**となる。

本市の  
特徴

## 2 制度概要

### 協議会の委員

任命：特別職非常勤の公務員として、教育委員会が委嘱  
人数：各校16名以内  
任期：1年(年度末まで) ※再任可  
報酬：日額2,000円  
その他：一定の権限を持つことから、守秘義務が生じる

### 制度の導入状況

令和7年度に、小中高特のすべての市立学校で導入

### 主な機能

- ・学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営状況等についての学校評価
- ・地域住民や保護者との連携・協力の推進のため、積極的な情報提供
- ・児童生徒の意見を聴取

### (参考) 学校教育推進会議との違い

「学校教育推進会議」は、学校教育法施行規則に定められた「学校評議員制度」に、川崎市子どもの権利条例の主旨等を組み込んだ川崎市独自の制度。学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関して第三者的立場から**意見や要望を述べる個人**で構成され、学校運営の評価などを行う。

一方で、「学校運営協議会」は、学校運営に関する意思決定を行う**合議体**であり、保護者や地域住民が**当事者**として学校運営に参画。

子どもたちへの“学び”を学校だけに任せることなく、学校と対等な立場でともに考え、学校運営協議会で共有した“子どもたちへの想い”や“必要な学び”を実現する取組を、地域でも活性化できるように整理したもの。